

掛川市外2組合公平委員会規則第1号

掛川市外2組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年5月10日

掛川市外2組合公平委員会

委員長（署名）

（別紙）

掛川市外 2 組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

掛川市外 2 組合管理職員等の範囲を定める規則（平成17年掛川市外 2 組合公平委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長事務部局	総務部	人材育成係長 公共施設マネジメント推進係長 人事、給与、服務及び職員団体並びに例規審査に関する事務を担当する職員（企画に関する事務を行う者に限る。）
	企画政策部	政策秘書係長 組織及び職務権限並びに行政改革に関する事務を担当する職員（企画に関する事務を行う者に限る。）
	健康福祉部	センター長
	こども希望部	主席指導主事 指導主事 主席園長 園長 副園長
	支所	南部行政事務局長 支所長 支所次長
出納局		会計管理者 出納局次長
教育委員会	事務局	主席指導主事 指導主事
	小学校	校長 教頭
	中学校	校長 教頭
	幼稚園	主席園長 園長

」

を

市長事務部局	総務部	人材育成係長 財政係長 公共施設マネジメント推進係長 人事、給与、服務及び職員団体に関する事務を担当する職員（企画に関する事務を行う者に限る。）
	企画政策部	政策秘書係長 秘書官 組織及び職務権限並びに行政改革に関する事務を担当する職員（企画に関する事務を行う者に限る。）
	健康福祉部	センター長
	こども希望部	主席指導主事 指導主事 主席園長 副園長
	支所	南部行政事務局長 支所長 支所次長
出納局		会計管理者 出納局次長
教育委員会	事務局	主席指導主事 指導主事
	小学校	校長 教頭
	中学校	校長 教頭
	幼稚園	園長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。